

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事

特別仕様書
(第2回変更)

東海農政局
矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則	土地改良事業突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧 その 2 工事に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)に基づいて、実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び設計図面に添付する特記仕様書(建築・電気設備及び機械設備)によるものとする。	
第 2 章 工事内容		
1. 目的	本工事は、土地改良施設突発事故復旧事業明治用水頭首工地区の事業計画に基づき明治用水頭首工の復旧を行うものである。	
2. 工事場所	愛知県豊田市室町及び水源町地内	
3. 工事概要	本工事は、明治用水頭首工の復旧を行うものであり、その概要は、次のとおりである。 (1) 一般事項 河 川 名：1 級河川、矢作川水系、矢作川 計画洪水量：391.87m³/sec (計画洪水位 HWL 30.397m) 地 質：花崗岩 堰 型 式：フローティングタイプ 堰 長：総延長 167.30m 可動堰延長 135.50m (土砂吐部 20.000m、 洪水吐部 固定堰 16.50m, 7 カ所、橋脚 2.50m, 8 基) 基礎構造：ケーソン基礎 堰 柱：全 8 基 エプロン：上流 17.3m、下流 32.8m (2) 本体工(施工対象範囲) (〃) 堰柱 (P1 堰柱) 1 基 (撤去・再構築) (〃) 固定堰 (P1～P2 間) L=11.000m (撤去・再構築) (W=36.75m) 上流エプロン復旧工 W= 0m (3) 附帯工 (〃) 水源橋撤去復旧工 — (—) 水源橋撤去工 1 式 (〃) 左岸魚道撤去復旧工 0 式 (1 式) 止水工 0 式 (〃) 左岸擁壁部アンカー工 1 式	変更

項 目	内 容	備 考
	(〃) 巻き上げ機室撤去復旧工 — (ー) 巻き上げ機室撤去工 1 式 (〃) 巻き上げ機及びゲート設備撤去工 1 式 (〃) (4) 仮設工 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	(1) 本工事の施工範囲は、設計図書に基づき、前項3に示す土木構造物の改修、P1ゲート設備等の撤去、P1巻き上げ機室の撤去及びその必要な仮設工事である。 (2) 巻き上げ機及びゲート設備においては、再利用することを前提として本工事において撤去し、一時仮置きすることとする。 なお、撤去したゲート設備等の仮置き場は、別添図面に示す仮置き場を想定している。 また、ゲート取り外し後において、整備等が必要となることが想定される場合は監督職員と協議するものとする。	変更
第3章 施工条件		
1. 協議条件の遵守	河川敷地内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。	
2. 工事期間の制限	本工事の実施に当たっては、次のとおり工事期間を制限する。 なお、河川協議については、河川管理者と協議中の案件があるため、その結果により工事内容を変更する場合がある。 (1) 河川協議 河川内工事 1期工事 河川内工事開始：令和5年 10月1日 河川内工事完了：令和6年 5月31日 2期工事 河川内工事開始：令和6年 10月1日 河川内工事完了：令和7年 5月31日 (2) 仮設ヤード及び賃料材引継ぎ 右岸ヤード、仮設構台については、発注者より引継ぎし使用することとし、適切に管理するものとする。 (3) 水源桜祭り 水源町地内で実施される水源桜祭り開催時の現場対応については、監督職員立会いのもと、関係機関と協議するものとする。	
3. 部分引渡し	本工事対象施設については、工事期毎に工事請負契約書第33条で定める部分引渡し（部分使用）を行わなければならない。 また、別途発注者で行う建築確認申請についても工事期毎に実施するため、その手続きに協力するものとする。	

項 目	内 容		備 考																																			
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準11日見込んでいる。なお、休日等には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇を含んでいる。																																					
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5月3日～5月7日）、夏季休暇（8月15日～8月17日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																																					
6. 施工をしない時間帯	原則、平日の午後17時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																																					
7. 作業時間の制限	周辺道路からの資材搬入は、原則午前9時以降午後5時までとする。																																					
8. 現場技術員	本工事は、共通仕様書（土）第1編1－1－9及び共通仕様書（施）第1編1－1－11に規定している現場技術員を配置する場合がある。 なお、配置する場合、氏名等については、別に通知する。																																					
第4章 現場条件																																						
1. 土質	本工事の工事場所の土質は、設計図面に示すとおり想定している。																																					
2. 関連工事等	本工事の関連工事等として、次に示す工事等があるので、監督職員及び関連工事等の責任者と十分連絡、協議し、工程に支障が生じないよう調整しなければならない。																																					
	<table><tr><th>工 事 等 名 称</th><th>工期（予定を含む）</th></tr><tr><td>明治用水頭首工地区 明治用水頭首工洪水吐1号ゲート据付工事(仮称)</td><td>令和6年9月～ 令和7年6月（予定）</td></tr><tr><td>明治用水頭首工地区 用水対策その2工事(仮称)</td><td>令和6年4月～ 令和6年12月（予定）</td></tr></table>		工 事 等 名 称	工期（予定を含む）	明治用水頭首工地区 明治用水頭首工洪水吐1号ゲート据付工事(仮称)	令和6年9月～ 令和7年6月（予定）	明治用水頭首工地区 用水対策その2工事(仮称)	令和6年4月～ 令和6年12月（予定）																														
工 事 等 名 称	工期（予定を含む）																																					
明治用水頭首工地区 明治用水頭首工洪水吐1号ゲート据付工事(仮称)	令和6年9月～ 令和7年6月（予定）																																					
明治用水頭首工地区 用水対策その2工事(仮称)	令和6年4月～ 令和6年12月（予定）																																					
3. 土地改良財産	本工事区域の財産は、農林水産省所管の土地改良財産であるので、工事に当たっては、施設に損傷を与えないよう十分配慮しなければならない。 なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに受注者の負担において、補修しなければならない。																																					
4. 管理水位及び取水量	本頭首工の管理水位及び取水量は、次のとおりであるが、関係機関及び施設管理者との調整により変更する場合がある。																																					
	<table><tr><th rowspan="2">期 間</th><th rowspan="2">管理水位 (m)</th><th colspan="2">取水量(m³/s)</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>右岸</th><th>左岸</th></tr><tr><td>4月 1日～4月14日</td><td rowspan="7">29.5m ※制限水位 は30.3m</td><td>7.02</td><td>2.32</td><td></td></tr><tr><td>4月15日～4月30日</td><td>33.98</td><td>2.32</td><td></td></tr><tr><td>5月 1日～5月20日</td><td>33.98</td><td>7.82</td><td></td></tr><tr><td>5月21日～6月30日</td><td>33.98</td><td>8.17</td><td></td></tr><tr><td>9月 6日～ 9月30日</td><td>7.02</td><td>7.56</td><td></td></tr><tr><td>10月 1日～10月 5日</td><td>7.02</td><td>2.06</td><td></td></tr><tr><td>10月 6日～3月31日</td><td>7.02</td><td>1.57</td><td></td></tr></table>	期 間	管理水位 (m)	取水量(m³/s)		備 考	右岸	左岸	4月 1日～4月14日	29.5m ※制限水位 は30.3m	7.02	2.32		4月15日～4月30日	33.98	2.32		5月 1日～5月20日	33.98	7.82		5月21日～6月30日	33.98	8.17		9月 6日～ 9月30日	7.02	7.56		10月 1日～10月 5日	7.02	2.06		10月 6日～3月31日	7.02	1.57		
期 間	管理水位 (m)			取水量(m³/s)			備 考																															
		右岸	左岸																																			
4月 1日～4月14日	29.5m ※制限水位 は30.3m	7.02	2.32																																			
4月15日～4月30日		33.98	2.32																																			
5月 1日～5月20日		33.98	7.82																																			
5月21日～6月30日		33.98	8.17																																			
9月 6日～ 9月30日		7.02	7.56																																			
10月 1日～10月 5日		7.02	2.06																																			
10月 6日～3月31日		7.02	1.57																																			

項 目	内 容	備 考
5. 第三者に対する措置	(1) 騒音及び振動対策 1) 本工事区域は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条又は振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条の規定に基づき、指定された地域（又は指定地域に準ずる地域）であるため、機械作業に当たっては、「土地改良事業請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号構造改善局長通達）に示す低騒音・低振動型機械を使用しなければならない。 2) 各種重機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、振動及び騒音等の計測を行うものとし、その測定の結果、工事方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 近隣住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するとともにその処理について、監督職員と協議するものとする。 (2) 防塵処理対策 土砂等の搬入、搬出及び各種機材等搬入出時の車両の走行による砂塵等で周辺民家、施設等に被害を及ぼさないよう努めるものとするが、散水等の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 濁水対策（河川内） 1) 本工事の実施に当たっては、汚濁水等が工事区域外へ流出することがないように適切な現場管理を行うものとする。 2) 鋼矢板設置に当たっては、当該工種の施工実施範囲及び施工による影響範囲に汚濁防止フェンスを配置し、汚濁水の拡散防止を図るものとする。 3) 汚濁防止フェンスは、鋼矢板設置開始前に設置し、鋼矢板設置完了後に撤去するものとする。 4) 仮締切より浸透する河川水については、浸透水集水用水路で集め、釜場を設置し、排水ポンプにより河川へ排水するものとする。 なお、ポンプの能力及び台数の選定に当たっては、仮締切内排水量を十分考慮するものとする。また、排水ポンプの設置に当たっては、汚濁水が発生しないよう河床よりポンプ吸水位置を上げるなど、土砂の巻上げが生じないように配慮するものとする。 (4) 保安対策 1) 保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安施設及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 交通誘導警備員 ①本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員であって、指導教育責任者講習終了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 ただし、所管警察署との打合せの結果、交通誘導警備員検定合格者（1 級又は 2 級）の配置を指示された場合は、監督職員と協議するものとする。 ②交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 ③交通誘導警備員の配置は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。 なお、令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの期間においては河川内の作業ができないことから、交通誘導警備員の配置を要しないも	

項 目	内 容					備 考	
	のとしている。					変更	
	配置場所		配置期間	交通誘導警備員	昼夜別		交代要員の有無
	A	市道(水源橋)(2箇所)	・市道(川向挙母1号線)規制時	2名/日	昼間		有
	B	右岸ヤード進入口部	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	1名/日	昼間		
	C	市道(長興寺渡刈線)	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	1名/日	昼間		
	D	左岸下流締切堤防道路出入口部	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	1名/日	昼間		無
	D'	左岸下流締切堤防道路出入口部	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	1名/日	昼間		
	E	水源橋東詰所交差点東市道狹隘部(市道川向挙母1号線)	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	2名/日	昼間		有
	F	市道平敷則越2号線と川向挙母1号線の交差点	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	1名/日	昼間		
	G	県道340号線と市道川向挙母1号線の交差点	・資材搬入,搬出時 ・重機搬入,搬出時	1名/日	昼間		
	G'	県道340号線と市道川向挙母1号線の交差点	・上流側仮設橋設置から撤去まで	1名/日	昼間		
	H	水源橋P3堰柱付近	仮設橋設置作業期間	1名/日	昼間		
	※ D'、G'、Hは、1期工事期間中のみ配置するものとし、関係機関等との協議により変更する場合がある。						
	(5) 交通対策 明治用水頭首工管理橋（以下「水源橋」という。）は、本工事施工中、車両通行止としているが、工事中においても午前6時から午後8時までは、歩行者及び自転車を通行させなければならない。また、学生の通学路として利用されていることから、登下校時における通学者の安全の確保に十分努めなければならない。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。						変更
	(6) 耕作者対策 工事期間中、工事区域周辺の農地は耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないように実施しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について、監督職員と協議するものとする。						
	(7) 各仮締切期間中の取水確保対策 1) 各仮締切期間中は、左右岸取水口の除塵作業を行うものとする。 2) 除塵作業は、降雨時に1日1回行うこととするが、監督職員が指示した場合においても対策を講じるものとする。 なお、作業に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。						
(8) 地下水対策（水質検査） 薬液注入工の施工に当たっては、水質検査を行い、水質汚染等が予想される場合は、監督職員と協議するものとする。							

項 目	内 容	備 考																																										
6．防災対策	1) 薬液注入工の施工に伴う水質汚染を未然に防止するため、水質検査は、調査孔を設けて行うものとする。 なお、調査孔の位置、施工方法等については、施工に先立ち施工計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 2) 水質検査項目は、水素イオン濃度（pH 値）とする。 3) 水質検査の頻度等は、次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>検査頻度等</th></tr><tr><td colspan="2">薬液注入作業着手前</td><td>1 回</td></tr><tr><td colspan="2">薬液注入作業中</td><td>毎日 1 回 定時</td></tr><tr><td rowspan="2">薬液注入工 作業終了後</td><td>2 週間まで</td><td>毎日 1 回 定時</td></tr><tr><td>2 週間経過以降、仮締切撤去まで</td><td>月 2 回 定時</td></tr></table> 4) 水質検査は、公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関において実施するものとし、検査内容を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 (9) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。 気象情報（河川管理者、施設管理者等の情報）を的確に把握し、特に河川水位（流量）の上昇に対しては、施設管理者との情報交換を密にするとともに適切な対応が可能な防災体制を確立しておかなければならない。 なお、管理水位、計画洪水水位及び計画洪水量は、次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="2">仮締切期間 (予定)</th><th rowspan="2">管理水位 (m)</th><th colspan="2">計画洪水水位（m）</th><th rowspan="2">計画洪水 量 (m³/s)</th></tr><tr><th>上流側</th><th>下流側</th></tr><tr><td>令和 5 年 10 月～ 令和 6 年 5 月</td><td rowspan="2">特別仕様 書第 4 章 4. のとお り</td><td>WL. 29. 356</td><td>WL. 25. 980</td><td>392</td></tr><tr><td>令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 5 月</td><td>WL. 29. 356</td><td>WL. 25. 980</td><td>392</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">仮復旧期間 (予定)</th><th rowspan="2">管理水位 (m)</th><th colspan="2">計画洪水水位（m）</th><th rowspan="2">計画洪水 量 (m³/s)</th></tr><tr><th>上流側</th><th>下流側</th></tr><tr><td>令和 6 年 6 月～ 令和 6 年 9 月</td><td>特別仕様 書第 4 章 4. のとお り</td><td>WL. 32. 06</td><td>—</td><td>4, 100</td></tr></table> また、関連工事等と相互に調整し、避難経路の計画を樹立しておかなければならない。 7．関係機関との調整 本工事の実施に当たり、関係機関及び自治体等から時間制約等の条件を付された場合は、監督職員と協議するものとする。 第 5 章 指定仮設 1．一般事項 本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、受注者は、共通仕様書(土)第 1 編 3-20-1 及び共通仕様書（施）第 1 編 3-12-1 に基づき、指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督	項 目		検査頻度等	薬液注入作業着手前		1 回	薬液注入作業中		毎日 1 回 定時	薬液注入工 作業終了後	2 週間まで	毎日 1 回 定時	2 週間経過以降、仮締切撤去まで	月 2 回 定時	仮締切期間 (予定)	管理水位 (m)	計画洪水水位（m）		計画洪水 量 (m³/s)	上流側	下流側	令和 5 年 10 月～ 令和 6 年 5 月	特別仕様 書第 4 章 4. のとお り	WL. 29. 356	WL. 25. 980	392	令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 5 月	WL. 29. 356	WL. 25. 980	392	仮復旧期間 (予定)	管理水位 (m)	計画洪水水位（m）		計画洪水 量 (m³/s)	上流側	下流側	令和 6 年 6 月～ 令和 6 年 9 月	特別仕様 書第 4 章 4. のとお り	WL. 32. 06	—	4, 100	変更
	項 目		検査頻度等																																									
	薬液注入作業着手前		1 回																																									
	薬液注入作業中		毎日 1 回 定時																																									
	薬液注入工 作業終了後	2 週間まで	毎日 1 回 定時																																									
		2 週間経過以降、仮締切撤去まで	月 2 回 定時																																									
	仮締切期間 (予定)	管理水位 (m)	計画洪水水位（m）		計画洪水 量 (m³/s)																																							
			上流側	下流側																																								
	令和 5 年 10 月～ 令和 6 年 5 月	特別仕様 書第 4 章 4. のとお り	WL. 29. 356	WL. 25. 980	392																																							
	令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 5 月		WL. 29. 356	WL. 25. 980	392																																							
仮復旧期間 (予定)	管理水位 (m)	計画洪水水位（m）		計画洪水 量 (m³/s)																																								
		上流側	下流側																																									
令和 6 年 6 月～ 令和 6 年 9 月	特別仕様 書第 4 章 4. のとお り	WL. 32. 06	—	4, 100																																								

項 目	内 容	備 考
2. 工事用進入路	職員に提出し、協議するものとする。 (1) 工事用進入路は、設計図面に示す一般道路を利用する設計としている。工事用進入路として利用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに一般交通に支障を来たさないよう受注者の責任において、適切な維持管理を行わなければならない。 (2) 受注者は、工事用進入路として、利用する一般道路の舗装状況等の確認結果を監督職員に報告するものとする。 なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 仮設進入路及び作業ヤード	(1) 仮設進入路は、設計図面に示す下流仮締切を兼用するものとし、低床トレーラーの通行を可能とする。 なお、施工に先立ち施工計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 (2) 仮設進入路の設置に当たっては、河川堤防及び既設構造物に損傷を与えないよう設置するものとする。 なお、損傷を与えた場合は、監督職員に報告し、指示を受けるとともに受注者の負担において、補修しなければならない。 (3) 鋼矢板などの資材については、上流台船ヤード及び作業船舶により搬入搬出を行う計画である。	
4. 作業船舶 (台船)	(1) 作業船舶は、クレーン用台船(80t クローラクレーン含む。)、資材運搬用台船(120t 積)、引船及び船外機船1組とし、2班体制とする。 なお、1号台船は、上流仮締切工撤去時まで河川内に常駐させることとする。1号台船は、上流仮締切撤去後に艀装解除するものとする。 (2) 1号クレーン用台船は、700t 積油圧スパット台船とする。 (3) 本工事の資機材の運搬は、作業船舶を用いて行うものとし、施工に先立ち工事計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 (4) 作業船舶の使用に当たっては、受注者の責任において、関係機関へ必要な届出及び許可を得るものとする。 (5) 作業船舶が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、速やかに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員への報告を行うものとする。 (6) 洪水時には、確実に係留し、下流へ流亡しないよう安全に注意し、管理するものとする。 (7) 上流仮設橋架設時は、3号資材運搬用台船(120t 積)を使用するものとする。	変更
5. 上流仮締切工	仮締切の位置、規模、構造等は、設計図面に示すとおりである。 なお、施工に先立ち施工計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。 (1) 管理水位、計画洪水水位及び計画洪水量は、前項第4章6.のとおりである。 (2) 使用する鋼材は、損傷等により強度に影響があるものは、使用してはならない。	追加

項 目	内 容	備 考				
6. 下流仮締切工	(3) 上流エプロンコンクリート部の鋼矢板打設及び引抜きによる打設孔については、水中コンクリートで復旧するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。					
	(4) 鋼矢板打設後に深浅測量により河床標高を確認し、監督職員に報告するものとする。					
	(5) 前項(4)の結果により堆砂厚が2mを下回る場合等、鋼矢板自立のための対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。					
	(6) 上流仮締切工の撤去は、下流仮締切工の撤去に支障のないよう施工時期を考慮するものとする。					
	(7) 薬液注入工は、二重管ストレーナ工法(単相式・複相式)とし、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。					
	(1) 管理水位、計画洪水水位及び計画洪水量は、前項第4章6のとおりである。					
	(2) 下流仮締切に使用する大型土のう及び中詰土については、右岸ヤードに集積しているものを流用することとし、使用後は右岸ヤードに運搬するものとする。なお、大型土のうについては、流用前に状態を確認し、流用に適さないものが確認された場合は、監督職員に報告し、対応について協議するものとする。また、中詰土に不足が生じた場合も監督職員と協議するものとする。					
7. 排水処理工	(3) 大型土のうの据付に当たっては、洪水等により土のう袋及び中詰土が、河川内に流亡しないよう十分注意しなければならない。					
	(4) 大型土のうを護床工上に設置する場合は、護床工を損傷しないよう設置するものとする。					
	(5) 下流締切内において作業を実施する場合は、既設構造物に損傷を与えないよう、敷き鉄板を設置する等十分注意するものとする。なお、善良な使用にもかかわらず損傷を与えた場合は、監督職員と協議するものとする。					
	(1) 締切内排水量(常時)は、次のとおり想定している。					
	<table><tr><td>上流排水量</td><td>下流排水量</td></tr><tr><td>0.022m³/s</td><td>0.102m³/s</td></tr></table>	上流排水量	下流排水量	0.022m ³ /s	0.102m ³ /s	
上流排水量	下流排水量					
0.022m ³ /s	0.102m ³ /s					
8. 濁水処理対策	(2) 締切内排水量(最大)は、次のとおり想定している。					
	<table><tr><td>上流排水量</td><td>下流排水量</td></tr><tr><td>0.022m³/s</td><td>0.261m³/s</td></tr></table>	上流排水量	下流排水量	0.022m ³ /s	0.261m ³ /s	
	上流排水量	下流排水量				
	0.022m ³ /s	0.261m ³ /s				
	(3) 水替工において、排水量の著しい変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。					
(1) 作業ヤード内の汚濁水は、ポンプで集水し、鋼製水槽に一時貯留し流量調整を行い、機械処理沈殿方式により適正な処理を行うものとする。 なお、濁水処理設備の処理能力は100m ³ /hを想定しており、放流に当たっては、急激な水量変化等に留意するものとする。						
(2) コンクリート取壊等において、汚濁水のpHや濁りの処理が必要となった場合には、適切に処理を行うものとする。						

項 目	内 容	備 考												
	なお、汚濁水の水素イオン濃度はpH12、濁りはSSで3,000mg/Lを想定している。また、処理は、前処理方式を想定している。 (3) 水質監視箇所及び排水水質基準は、次のとおりとし、河川への放流に当たっては、水質基準を下回っていることを確認するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>水質監視箇所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr> <tr> <td>コンクリート取壊等箇所</td><td>pH、濁度、電気伝導度</td><td>AM、PM 各 1 回</td></tr> <tr> <td>濁水処理設備の出口部</td><td>pH、濁度</td><td>24 時間常時自記記録 (チャート紙)</td></tr> <tr> <td>特定の水質管理基準</td><td colspan="2"> pH : 5.8～8.6 濁度 : 30 度以下 電気伝導度 : 30ms/m 以下 </td></tr> </table> なお、排水後の河川の水が、水質基準を上回った場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。 (5) 濁水処理に使用する添加剤は、高分子凝集剤、無機凝集剤及び炭酸ガスとするが、事前に添加剤の種類、適正使用量について、試験を行い決定するものとし、添加剤の変更若しくは、使用量等の大幅な変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	水質監視箇所	測定項目	測定頻度	コンクリート取壊等箇所	pH、濁度、電気伝導度	AM、PM 各 1 回	濁水処理設備の出口部	pH、濁度	24 時間常時自記記録 (チャート紙)	特定の水質管理基準	pH : 5.8～8.6 濁度 : 30 度以下 電気伝導度 : 30ms/m 以下		
水質監視箇所	測定項目	測定頻度												
コンクリート取壊等箇所	pH、濁度、電気伝導度	AM、PM 各 1 回												
濁水処理設備の出口部	pH、濁度	24 時間常時自記記録 (チャート紙)												
特定の水質管理基準	pH : 5.8～8.6 濁度 : 30 度以下 電気伝導度 : 30ms/m 以下													
9. 建設発生土受入地	本工事により発生する建設発生土については、右岸ヤードに下流仮締切材料とは別に分けて集積するものとする。													
10. 仮設橋	水源橋撤去から復旧までの間、図面に基づき仮設橋を設置しなければならない。 また、一般通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。 なお、設置方法、期間、安全設備等について図面によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。	追加												
11. 湧水対策工	(1) 薬液注入工は、二重管ストレーナ工法（単相式・複相式）とし、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 注入効果の確認のため、現場透水試験及び試掘調査を実施するものとする。 なお、調査箇所及び方法等については、監督職員と協議するものとする。	追加												
第6章 工事用地等														
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事に必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。													
2. 工事用地等の使用及び返還	(1) 前項1の土地の使用及び返還に伴う詳細については、監督職員から指示するので、それに従い適正に使用するものとする。 (2) 返還に当たっては、関係者立会のもと行うものとし、監督職員が権利等から徴収する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。 (3) 返還後、権利者等から原形復旧について、苦情等があった場合は、監督職員と協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。													

項 目	内 容	備 考																																																																													
3. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	(1) 前項1以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 返還時及び返還後の取り扱いについては、前項2と同様に適切な処理を行うものとする。																																																																														
4. 境界杭等	既存境界杭等が工事に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、丁寧に保管し、工事後に復旧するものとする。																																																																														
第7章 支給材料		追加																																																																													
1. 支給材料	支給する材料は以下のとおりである。 <table><tr><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th></tr><tr><td>水源公園スロープ付き歩道工（斜路敷鉄板）</td><td>SS400、t16、914*1829</td><td>枚</td><td>22</td></tr><tr><td>ポンプ保護カゴ、吊ワイヤー</td><td>ポンプ4基用×7基 ポンプ3基用×5基</td><td>基</td><td>12</td></tr><tr><td>工事フェンス</td><td>1.8*1.8</td><td>m</td><td>75</td></tr><tr><td>仮設分電盤</td><td></td><td>基</td><td>15</td></tr><tr><td>A型バリケード、カラーコーン</td><td></td><td>式</td><td>1</td></tr><tr><td>左岸水中ポンプ用配線</td><td></td><td>m</td><td>560</td></tr><tr><td>右岸水中ポンプ用配線</td><td></td><td>m</td><td>500</td></tr><tr><td rowspan="3">水中ポンプ用サクションホース</td><td>250A L=5.0m</td><td>本</td><td>144</td></tr><tr><td>200A L=5.0m</td><td>本</td><td>28</td></tr><tr><td>200A L=10.0m</td><td>本</td><td>42</td></tr><tr><td>沈砂池開口部閉塞ゲート</td><td>H=1.0m L=4.15m 4 スパン H=1.0m L=9.40m 10スパン</td><td>箇所</td><td>2</td></tr><tr><td>旧安永川角落しゲート</td><td>木製角落し</td><td>式</td><td>1</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 1.79m 1 枚</td><td>t</td><td>0.188</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 1.88～3.58m 6 枚</td><td>t</td><td>1.720</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 6.0m 1 枚</td><td>t</td><td>0.630</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 16.0m 1 枚、20.0m 2 枚</td><td>t</td><td>5.880</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 6.5m 2 枚</td><td>t</td><td>1.365</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 3.7m 9 枚</td><td>t</td><td>3.497</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板VL 4.7m</td><td>t</td><td>0.483</td></tr></table>		品名	規格	単位	数量	水源公園スロープ付き歩道工（斜路敷鉄板）	SS400、t16、914*1829	枚	22	ポンプ保護カゴ、吊ワイヤー	ポンプ4基用×7基 ポンプ3基用×5基	基	12	工事フェンス	1.8*1.8	m	75	仮設分電盤		基	15	A型バリケード、カラーコーン		式	1	左岸水中ポンプ用配線		m	560	右岸水中ポンプ用配線		m	500	水中ポンプ用サクションホース	250A L=5.0m	本	144	200A L=5.0m	本	28	200A L=10.0m	本	42	沈砂池開口部閉塞ゲート	H=1.0m L=4.15m 4 スパン H=1.0m L=9.40m 10スパン	箇所	2	旧安永川角落しゲート	木製角落し	式	1	鋼矢板	鋼矢板VL 1.79m 1 枚	t	0.188	鋼矢板	鋼矢板VL 1.88～3.58m 6 枚	t	1.720	鋼矢板	鋼矢板VL 6.0m 1 枚	t	0.630	鋼矢板	鋼矢板VL 16.0m 1 枚、20.0m 2 枚	t	5.880	鋼矢板	鋼矢板VL 6.5m 2 枚	t	1.365	鋼矢板	鋼矢板VL 3.7m 9 枚	t	3.497	鋼矢板	鋼矢板VL 4.7m	t
品名	規格	単位	数量																																																																												
水源公園スロープ付き歩道工（斜路敷鉄板）	SS400、t16、914*1829	枚	22																																																																												
ポンプ保護カゴ、吊ワイヤー	ポンプ4基用×7基 ポンプ3基用×5基	基	12																																																																												
工事フェンス	1.8*1.8	m	75																																																																												
仮設分電盤		基	15																																																																												
A型バリケード、カラーコーン		式	1																																																																												
左岸水中ポンプ用配線		m	560																																																																												
右岸水中ポンプ用配線		m	500																																																																												
水中ポンプ用サクションホース	250A L=5.0m	本	144																																																																												
	200A L=5.0m	本	28																																																																												
	200A L=10.0m	本	42																																																																												
沈砂池開口部閉塞ゲート	H=1.0m L=4.15m 4 スパン H=1.0m L=9.40m 10スパン	箇所	2																																																																												
旧安永川角落しゲート	木製角落し	式	1																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 1.79m 1 枚	t	0.188																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 1.88～3.58m 6 枚	t	1.720																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 6.0m 1 枚	t	0.630																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 16.0m 1 枚、20.0m 2 枚	t	5.880																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 6.5m 2 枚	t	1.365																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 3.7m 9 枚	t	3.497																																																																												
鋼矢板	鋼矢板VL 4.7m	t	0.483																																																																												
2. 引き渡し場所	愛知県豊田市水源町地内（本工事台船ヤード、右岸ヤード及び水源公園内）																																																																														
3. 引き渡し時期	監督職員と打合せのうえ、決定するものとする。																																																																														
第8章 工事現場発生材	工事現場発生材は共通仕様書(土)第1編1-1-21及び共通仕様書（施）第1編1-1-22によるものとし、詳細は監督職員と打合せのうえ決定するものとする。 なお、引渡しにあたっては監督職員が立会により工事現場発生材の確認を行うものとする。																																																																														
第9章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。																																																																														

項 目	内 容	備 考																																										
第 10 章 工事用材料																																												
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 (1) 石材 1) 砕石 C-40 JIS A 5001 2) 再生砕石 RC-40 JIS A 5001 に準拠 (2) 鋼材 1) 鋼矢板 JIS A 5528 2) H形鋼 JIS G 3192 3) 鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112（SD295、SD345） 4) 建築用鋼材 建築工事特記仕様書（図面）による。 (3) 止水材 1) 止水板 CC-200 2) 止水ゴム 水膨張ゴム ブチルゴム系 (4) 目地材 ゴム発砲体、10mm (5) コンクリート二次製品 コンクリート板 B=3.0m、H=0.45m (6) 鋼製枠 連続箱型鋼製枠1.0m×1.0m×10.0m (7) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、配合は、次のとおりとする。 なお、水中コンクリートのスランプはスランプフローに読み替えるものとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>最大骨材寸 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの 種類(記号)</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>置換コンクリート、埋 戻しコンクリート</td></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>高強度コ ンクリート</td><td>50</td><td>8</td><td>25又は20</td><td>55以下</td><td>N・BB</td><td></td></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート</td><td>24</td><td>12</td><td>25</td><td>55以下</td><td>N・BB</td><td>門柱・堰柱、堰 体</td></tr><tr><td>水中 コンクリート</td><td>18</td><td>50</td><td>25</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>エポキシ復旧 (水中作業)</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材寸 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの 種類(記号)	使用目的	無筋 コンクリート	18	8	40	65以下	N・BB	置換コンクリート、埋 戻しコンクリート	無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	N・BB	均しコンクリート	高強度コ ンクリート	50	8	25又は20	55以下	N・BB		鉄筋 コンクリート	24	12	25	55以下	N・BB	門柱・堰柱、堰 体	水中 コンクリート	18	50	25	65以下	N・BB	エポキシ復旧 (水中作業)	変更
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材寸 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの 種類(記号)	使用目的																																						
無筋 コンクリート	18	8	40	65以下	N・BB	置換コンクリート、埋 戻しコンクリート																																						
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	N・BB	均しコンクリート																																						
高強度コ ンクリート	50	8	25又は20	55以下	N・BB																																							
鉄筋 コンクリート	24	12	25	55以下	N・BB	門柱・堰柱、堰 体																																						
水中 コンクリート	18	50	25	65以下	N・BB	エポキシ復旧 (水中作業)																																						
	(8) 大型土のう 災害復旧事業における「耐候性大型土のう」設置ガイドライン（全国防災協会）に準じた2t型（長期仮設対応（3年）型）とする。 (9) アスファルト混合物 アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)、(20)及び再生粗粒度アスコン(13)、(20)とする。																																											

項 目	内 容	備 考																									
2. 見本又は資料提出	(10) 薬液注入材（仮設） 水ガラス系注入材（溶液型無機系・JIS K 1408適合品）、水ガラス系注入材（懸濁型・JIS K 1408、JIS R 5210：2009適合品）、水中不分離型懸濁系注入材（JIS R 5210：2009適合品）を使用するものとする。																										
	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>土砂、碎石、石材類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>試験成績書、配合報告書</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>シースト、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼管杭</td><td>シースト、検査証明書</td></tr><tr><td>大型土のう</td><td>カタログ、品質証明書</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>配合報告書、試験成績書</td></tr><tr><td>遮水シート類</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>目地材</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>止水板、水膨張ゴム</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>連続箱型鋼製枠</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>薬液注入材</td><td>カタログ、配合報告書、試験成績書</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	土砂、碎石、石材類	試験成績書	コンクリート	試験成績書、配合報告書	鉄筋	シースト、試験成績書	鋼管杭	シースト、検査証明書	大型土のう	カタログ、品質証明書	鋼矢板	カタログ、試験成績書	アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書	遮水シート類	カタログ	目地材	カタログ	止水板、水膨張ゴム	カタログ	連続箱型鋼製枠	カタログ	薬液注入材	カタログ、配合報告書、試験成績書
材 料 名	提 出 物																										
土砂、碎石、石材類	試験成績書																										
コンクリート	試験成績書、配合報告書																										
鉄筋	シースト、試験成績書																										
鋼管杭	シースト、検査証明書																										
大型土のう	カタログ、品質証明書																										
鋼矢板	カタログ、試験成績書																										
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書																										
遮水シート類	カタログ																										
目地材	カタログ																										
止水板、水膨張ゴム	カタログ																										
連続箱型鋼製枠	カタログ																										
薬液注入材	カタログ、配合報告書、試験成績書																										
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査、試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">生コンクリート</td><td>単位水量、スランプ、空気量、塩化物含有量</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>圧縮試験</td><td>プラント</td></tr><tr><td>薬液注入材類</td><td>pH、比重</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>寸法、外観検査</td><td>現場搬入時</td></tr></table>	材 料 名	検査、試験項目	備 考	生コンクリート	単位水量、スランプ、空気量、塩化物含有量	現場搬入時	圧縮試験	プラント	薬液注入材類	pH、比重	現場搬入時	鋼矢板	寸法、外観検査	現場搬入時												
	材 料 名	検査、試験項目	備 考																								
生コンクリート	単位水量、スランプ、空気量、塩化物含有量	現場搬入時																									
	圧縮試験	プラント																									
薬液注入材類	pH、比重	現場搬入時																									
鋼矢板	寸法、外観検査	現場搬入時																									
第 11 章 施工	ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。																										
	1. 一般事項																										
	(1) 水準点 本工事の水準点は、設計図面に示す河川左岸側の河川距離標 YL34.6 (EL=34.321) YR34.6 (EL=33.057) を使用するものとする。 なお、補助 BM を設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、承認を得るものとする。 また、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。																										
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備 考</th></tr><tr><td>土工</td><td>基盤状態</td><td>床掘完了段階</td><td>—</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考	土工	基盤状態	床掘完了段階	—																	
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考																							
土工	基盤状態	床掘完了段階	—																								

項 目	内 容	備 考																																			
2. 再生資源等の利用	(3) 中間技術検査 1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																																				
	(1) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の実施に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用等について、監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。																																				
	(2) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を使用しなければならない。なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（（社）日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。																																				
	<table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>基礎材</td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)、(20) 再生粗粒度アスコン(13)、(20)</td><td>舗装工</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	基礎材	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)、(20) 再生粗粒度アスコン(13)、(20)	舗装工																											
資 材 名	規 格	備 考																																			
再生クラッシュラン	RC-40	基礎材																																			
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)、(20) 再生粗粒度アスコン(13)、(20)	舗装工																																			
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の実施に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																																				
4. 特定建設資材の分別解体等	<table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻(有筋)</td><td>(株)近藤開発</td><td>岡崎市富尾町字若狭79</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>コンクリート殻(無筋)</td><td>(株)近藤開発</td><td>岡崎市富尾町字若狭79</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>近藤商事土木(株)</td><td>豊田市猿投町樋泉86-2</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>(株)中部建材センター</td><td>東郷町大字諸輪字東諸輪116-1</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>建築解体混合廃棄物</td><td>(有)中部建材センター</td><td>みよし市筋生町川岸当15-3</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>濁水処理汚泥</td><td>(株)新栄重機</td><td>小牧市大字東田中字大萩1341-1</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻(有筋)	(株)近藤開発	岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者	コンクリート殻(無筋)	(株)近藤開発	岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者	アスファルト殻	近藤商事土木(株)	豊田市猿投町樋泉86-2	8:00～17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック	(株)中部建材センター	東郷町大字諸輪字東諸輪116-1	8:00～17:00	再資源化施設業者	建築解体混合廃棄物	(有)中部建材センター	みよし市筋生町川岸当15-3	8:00～17:00	再資源化施設業者	濁水処理汚泥	(株)新栄重機	小牧市大字東田中字大萩1341-1	8:00～17:00	再資源化施設業者	
	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																																
コンクリート殻(有筋)	(株)近藤開発	岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者																																	
コンクリート殻(無筋)	(株)近藤開発	岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者																																	
アスファルト殻	近藤商事土木(株)	豊田市猿投町樋泉86-2	8:00～17:00	再資源化施設業者																																	
廃プラスチック	(株)中部建材センター	東郷町大字諸輪字東諸輪116-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																																	
建築解体混合廃棄物	(有)中部建材センター	みよし市筋生町川岸当15-3	8:00～17:00	再資源化施設業者																																	
濁水処理汚泥	(株)新栄重機	小牧市大字東田中字大萩1341-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																																	
	本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																																				

項 目	内 容			備 考
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		②構造物撤去工	構造物撤去工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		③土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		④基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑤本体工	本体工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
注) ■が該当部分である。				
5. 土工	(1) 掘削 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 なお、法面の崩落等により他の施設に重大な影響が発生又はその恐れが認められる場合は、応急の措置を講ずるとともに速やかに監督職員と協議しなければならない。			
6. 基礎工	(2) 矢作川渡刈ヤードの購入土について 1) 購入土の運搬先の詳細については、別途監督職員より指示する。			
	(1) P1堰柱の下部は無筋コンクリートによる置き換え基礎とする。 (2) 置き換え範囲については、別添図面のとおりを想定しており、置き換え範囲の軟弱層については、完全に除去した後、置き換えを行うものとする。 なお、現地確認の結果、置き換え範囲外に軟弱層が出現した場合は、監督職員と協議するものとする。			
7. 本体工 (堰柱、堰体)	(1) コンクリート施工 コンクリートの施工に当たっては、構造物の特性を踏まえ、品質を確保するため、共通仕様書等に基づき打込み、養生を含む施工管理を適切に行うものとする。 (2) 差し筋施工 差し筋孔の削孔に当たっては既設鉄筋を切断しないよう十分注意し、施工面に対して直角になるように施工しなければならない。 なお、既設鉄筋が支障となり削孔長を確保できない場合は、監督職員と協議するものとする。			
8. 水源橋撤去工	(1) 水源橋撤去 水源橋の撤去に当たっては、既設橋梁を分割後、クレーン（500t級）により、下流エプロンに仮置きし運搬可能なサイズに小割することを想定している。			
9. 構造物撤去工	(1) 取壊しに当たっては、ワイヤーソーイングにより施工対象と施工対象外を分離し超大型圧砕機により施工することを想定している。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 既設コンクリート構造物取壊し作業により施工対象外の既設コンクリート部への損傷や周辺環境への影響・被害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに受注者の責任において、補修又は対応しなければならない。			
				変更

項 目	内 容	備 考
10. 護岸工 (コンクリート ブロック張工)		削除
11. 巻き上げ機室 撤去復旧工		削除
12. 巻き上げ機及 びゲート設備 等撤去	(1) 巻き上げ機及びゲート設備等の機械設備は、別件工事により、再利用設置とする計画であるため撤去に当たっては、損傷を与えないように施工するものとする。 (2) 巻き上げ機及びゲート設備等の機械設備の保管管理は、別件工事で再設置するまでの間、本工事において実施するものとし、適切に保管管理しなければならない。 なお、保管方法については、監督職員と協議するものとする。	
13. 建設資材等の 搬出	本工事で発生する金属くずは、売却する場合があるので、受注者は金属くずの重量を報告し、右岸ヤードに集積するものとする。 なお、重量計測方法、運搬集積について契約変更の対象とする。また、金属くずの盗難等には十分留意し、盗難等が発生した場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに監督職員に報告しなければならない。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	
第12章 施工管理		
1. 主任技術者等 の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。	
2. 施工管理 構造物品質確 認調査	本工事で施工するP1門柱・堰柱及び堰体については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。 (1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。 1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。 なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。 3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G 504)」により実施するものとする。 4) 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。 5) 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。 なお、調査票については別途指示するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	(2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。 1) 構造物完成後、0.2mm 以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。	
3. 情報共有システムについて	(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。 (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」)によるものとする。	
4. 工事写真における黒板情報の電子化	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	

項 目	内 容	備 考
	(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第13章 天災その他の不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。 ただし、異常出水については、受注者の善良な管理のもとにおいて、上下流仮締切が完成した後は、第4章の4に示す計画洪水量を超える流量により損害を受けた場合のみ、上下流仮締切の設置又は撤去期間中においては、第4章の5により定める対応を適切に実施したにもかかわらず損害を受けた場合のみ、その損害額の負担について、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。	
第14章 設計変更等の業務	受注者は、設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議のうえ、契約変更の対象とする。	
第15章 条件変更補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。 (1) 掘削土の土質 (2) 排水量・湧水量 (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 (4) 第三者の協議結果等に伴って変更が生じた場合 (5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 (6) 河川堆積土砂の土質及び土壌成分 (7) 既設構造物調査の結果、工法及び数量に変更があった場合 (8) 洪水等の天災に伴って事前に措置を講ずる必要があった場合 (9) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの (10) 遠隔確認を行う場合 (11) 現場周辺住民からの苦情があった場合 (12) その他本仕様書に定めのない事項	
第16章 公共事業関係調査に対する協力	(1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 (2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第17章 その他 1. 契約後V E 提案	(1) 定義 「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) V E 提案の意義及び範囲 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) V E 提案書の提出 1) 受注者は、(2)のV E 提案を行う場合、次に掲げる事項をV E 提案書(共通仕様書(土)様式6-1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由 イ) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む) ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事等との関係 オ) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) V E 提案の適否等 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書(土)様式6-5)により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。	

項 目	内 容	備 考
	6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) V E 提案書の使用 発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書(土)第1編1-1-37及び共通仕様書(施)第1編1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R若しくはBD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
4. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	本工事において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。	
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める、また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。	

項 目	内 容	備 考
6. ワンデーレス ポンス実施に 関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。	
7. 工事の施工効 率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 工事円滑化会議 工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、主任監督員の主催により、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 (2) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 (3) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、工事設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、東海農政局地方参事官を議長とし、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督員が工事円滑化会議等において協議の上開催を決定する。 (4) 建設コンサルタントの出席 前項(1)～(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。	

項 目	内 容	備 考												
8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、各調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>資材名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> <tr> <td>仮設材一式</td><td></td><td>知多市</td></tr> <tr> <td>建設機械</td><td>質量 20t 以上のもの</td><td>名古屋市</td></tr> <tr> <td>台船</td><td>クレーン台船荷台船</td><td>四日市市</td></tr> </table>	資材名	規 格	調達地域等	仮設材一式		知多市	建設機械	質量 20t 以上のもの	名古屋市	台船	クレーン台船荷台船	四日市市	
資材名	規 格	調達地域等												
仮設材一式		知多市												
建設機械	質量 20t 以上のもの	名古屋市												
台船	クレーン台船荷台船	四日市市												
9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により工事計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、契約締結後、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。													
10. 技術提案の履行	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。													

項 目	内 容	備 考
11. 現場環境の改善の試行	(1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 (2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 (3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。 本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 1) 快適トイレに求める機能 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする） 2) 付属品として備えるもの キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 3) 推奨する仕様、付属品 シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）	

項 目	内 容	備 考																													
12. 現場環境改善費	(2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。「１）快適トイレに求める機能」ア～カ及び「２）付属品として備えるもの、３）推奨する仕様、付属品」キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）までとする。また、運搬、設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。																														
	(3) 快適トイレの手配が困難な場合は監督職員と協議の上、本項の対象外とする。																														
	(1) 現場環境改善費の内容は下表のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し、合計５つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況又は工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																														
	(2) 下表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を工事計画書に含めて監督職員に提出するものとする。																														
	(3) 受注者は、工事完了時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。																														
	<table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td rowspan="6">仮設備関係</td><td>①用水、電力等の供給設備</td></tr><tr><td>②緑化及び花壇</td></tr><tr><td>③ライトアップ施設</td></tr><tr><td>④見学路及び椅子の設置</td></tr><tr><td>⑤昇降設備の充実</td></tr><tr><td>⑥環境負荷の低減</td></tr><tr><td rowspan="5">営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</td></tr><tr><td>②労働宿舍の快適化</td></tr><tr><td>③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</td></tr><tr><td>④現場休憩所の快適化</td></tr><tr><td>⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td rowspan="3">安全関係</td><td>①標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</td></tr><tr><td>②盗難防止対策（警報器等）</td></tr><tr><td>③避暑（熱中症予防）又は防寒対策</td></tr><tr><td rowspan="9">地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）</td></tr><tr><td>②完成予想図</td></tr><tr><td>③工法説明図</td></tr><tr><td>④工事工程表</td></tr><tr><td>⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</td></tr><tr><td>⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）</td></tr><tr><td>⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</td></tr><tr><td>⑧パンフレット又は工法説明ビデオ</td></tr><tr><td>⑨社会貢献</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水、電力等の供給設備	②緑化及び花壇	③ライトアップ施設	④見学路及び椅子の設置	⑤昇降設備の充実	⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）	②労働宿舍の快適化	③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）	④現場休憩所の快適化	⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）	②盗難防止対策（警報器等）	③避暑（熱中症予防）又は防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）	②完成予想図	③工法説明図	④工事工程表	⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）	⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）	⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営	⑧パンフレット又は工法説明ビデオ	⑨社会貢献	
	計上項目	実施する内容（率計上分）																													
	仮設備関係	①用水、電力等の供給設備																													
		②緑化及び花壇																													
		③ライトアップ施設																													
④見学路及び椅子の設置																															
⑤昇降設備の充実																															
⑥環境負荷の低減																															
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）																														
	②労働宿舍の快適化																														
	③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）																														
	④現場休憩所の快適化																														
	⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等																														
安全関係	①標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）																														
	②盗難防止対策（警報器等）																														
	③避暑（熱中症予防）又は防寒対策																														
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）																														
	②完成予想図																														
	③工法説明図																														
	④工事工程表																														
	⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）																														
	⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）																														
	⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営																														
	⑧パンフレット又は工法説明ビデオ																														
	⑨社会貢献																														

項 目	内 容	備 考																								
13. 週休 2 日による施工	(1) 本工事は、週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休 2 日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間（契約締結から 10 日間）のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (4) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休 2 日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、前項②の受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から前項②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (5) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた次に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。 1) 現場の閉所状況に応じた補正係数 <table><tr><td></td><td>4 週 8 休以上</td><td>4 週 7 休以上 4 週 8 休未満</td><td>4 週 6 休以上 4 週 7 休未満</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8 日/28 日) 以上</td><td>25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満</td><td>21.4%(6 日/28 日) 以上 25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table>		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	現場閉所率	28.5%(8 日/28 日) 以上	25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日) 以上 25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満																							
現場閉所率	28.5%(8 日/28 日) 以上	25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日) 以上 25%未満																							
労務費	1.05	1.03	1.01																							
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																							
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																							
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																							

項 目	内 容	備 考																							
14. 週休 2 日制の促進	2) 補正方法 当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正計数を各経費に乗じている。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正計数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正計数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 なお、4 週 6 休に満たないもの及び、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 (7) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																								
	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4 週 8 休以上</th><th>4 週 7 休以上 4 週 8 休未満</th><th>4 週 6 休以上 4 週 7 休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr><tr><td>橋面防水工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr></table>	名称	区分	補正係数			4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	鉄筋工		1.05	1.03	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00	橋面防水工		1.02	1.01	1.00	
	名称			区分	補正係数																				
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満																				
	鉄筋工		1.05	1.03	1.01																				
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00																				
	橋面防水工		1.02	1.01	1.00																				
	(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。																								
	(2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。 なお、加点評価にあたっては、次のとおりとする。																								
	1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。																								
	【働き方改革】 ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。																								
	2) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、次の 2 つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。																								
	○監督職員用	☐ 休日の確保を行った。 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕																							
	○事業（務）所長用	☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。〕																							

項 目	内 容	備 考
15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。 ○事業（務）所長用 □その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。	
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、夏季休暇分として土日以外の3日間及び年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 (4) 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難い場合は、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※}$ ※ 補正係数：1.2	

項 目	内 容	備 考
17. 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
18. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等	(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について 受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完了できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上 受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、工事計画書に記載して確実に履行しなければならない。 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入又はリース費用 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入又はリース費用 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材及び通信費 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用	
19. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式14により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている659日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年6月30日（工事完了期限日）まで	
20. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算又は「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	

項 目	内 容	備 考
21. 共通仮設費率分の適切な設計変更	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開、除根、除草費 (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
22. CCUS活用推奨モデル工事	(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。 (2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。 (3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。 (4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・ 下請企業：建設業法（昭和24 年法律第100 号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。	

項 目	内 容	備 考
第 18 章 定めなき事項	・ C C U S 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する C C U S の利用者をいう。 ・ C C U S 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する C C U S の利用者をいう。 ・ 登録事業者率：C C U S 登録事業者の数／下請企業の数 ・ 登録技能者率：C C U S 登録技能者の数／技能者の数 ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・ 平均登録事業者率：（５）に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・ 平均登録技能者率：（５）に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・ 平均就業履歴蓄積率：（５）に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 （５）受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、C C U S の改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。 （６）受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90％以上、平均登録技能者率80％以上及び平均就業履歴蓄積率50％以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90％以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。 （７）受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70％、平均登録技能者率60％、平均就業履歴蓄積率30％のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。 （８）モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がC C U S の活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。 この仕様書に定めない事項又は本工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和 5 年度

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その 2 工事

工 事 数 量 表
【第2回変更】

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
I. その他土木工事（１）					
１．土工					
（１）P 1 堰柱復旧工					
床掘り	土砂	式	1. 000	1. 000	
掘削	軟岩 I	m3	124. 000	63. 000	
掘削	軟岩 II	m3	239. 000	253. 000	
掘削	中硬岩	m3	114. 000	150. 000	
積込（ルーズ）	下流エプロン搬出用	式	1. 000	1. 000	
積込（ルーズ）	場外搬出時	式	1. 000	1. 000	
土砂等運搬		式	1. 000	1. 000	
整地		m3	1, 470. 000	1, 460. 00	
基面整正		m ²	158. 000	139	
人力荒仕上		式	1. 000	1. 000	
コンクリート	埋戻しコンクリート18－8－40 N	m3	184. 000	159	
（２）渡刈土砂購入					
渡刈土砂購入		m3	4, 770. 000	0. 000	
２．構造物撤去工					
（１）P1堰柱撤去					
構造物取壊し	超大型圧砕機	m3	1, 046. 000	1, 046. 000	
殻運搬処理	有筋	m3	1, 046. 000	1, 046. 000	
堰柱部分撤去	ゲート取外し用 コア削孔	m	－	62. 500	
足場工		式	－	1. 000	
（２）P1～P2間固定堰					
ワイヤーソーイング		m ²	82. 300	82. 300	
構造物取壊し	超大型圧砕機	m3	807. 000	807. 000	
殻運搬処理	有筋	m3	807. 000	807. 000	
（３）上流側 コンクリート被覆部					
コンクリート取壊し	有筋	m3	212. 000	0. 000	
殻運搬処理	有筋	m3	212. 000	0. 000	
大型土のう撤去		袋	1, 000. 000	0. 000	
FU撤去		袋	250. 000	0. 000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
鋼矢板引き抜き		枚	60.000	0.000	
コンクリート切断		m	-	59.400	
コア削孔		m	-	1.600	
(4)上流エプロン					
コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	157.000	0.000	
殻運搬処理	有筋	m3	157.000	0.000	
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	59.000	0.000	
殻運搬処理	無筋	m3	59.000	0.000	
(5)下流エプロン					
構造物取壊し	無筋	m2	139.000	139.000	
殻運搬処理	無筋	m3	139.000	139.000	
殻運搬処理	無筋	m3	7.000	7.000	
(6)左岸魚道					
コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	391.000	0.000	
殻運搬処理	有筋	m3	391.000	0.000	
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	28.000	0.000	
殻運搬処理	無筋	m3	28.000	0.000	
(7)左岸護岸工撤去					
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	19.000	0.000	
殻運搬処理	無筋	m3	19.000	0.000	
(8)水源橋撤去					
高欄撤去	鋼製	m	124.800	124.800	
高欄撤去	アルミ製	m	10.800	10.800	
舗装版破砕	アスファルト	m ²	44.000	44.000	
舗装版破砕	コンクリート	m ²	104.000	104.000	
殻運搬	アスファルト	m3	3.100	3.100	
殻運搬	コンクリート	m3	9.900	9.900	
伸縮装置縁切り		m	10.800	10.800	
支承縁切		箇所	8.000	0.000	
ワイヤーソーイング		箇所	5.000	1.000	
P2管理歩廊事前撤去		式	-	1.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
主桁取下げ準備片付け		式	-	1.000	
主桁取下げ		式	1.000	1.000	
桁吊穴削孔		箇所	28.000	18.000	
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	90.800	90.800	
穀運搬処理	有筋	m ³	90.800	90.800	
3. 止水矢板工	令和5年				
(1)左岸上流止水矢板工	P5～P6				
鋼矢板打設	普通鋼矢板 ハット型25H	枚	21.000	0.000	
矢板材料		ton	35.400	0.000	
鋼矢板切断		m	28.665	0.000	
硬質地盤対応型圧入機据付・解体		回	1.000	0.000	
(2)薬液注入工	P5～P6				
薬液注入工 左岸上流止水矢板		本	42.000	0.000	
薬液注入工（注入施設据付・解体）		現場	1.000	0.000	
4. 基礎工					
(1)置換基礎					
コンクリート	18-8-40 N	m ³	1,199.000	1,379.000	
5. 固定堰復旧					
(1)固定堰復旧					
コンクリート	均しコンクリート18-8-25 N	m ³	22.000	22.000	
型枠	均しコンクリート	式	1.000	1.000	
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	968.000	968.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1.000	1.000	
型枠	円形型枠	m ²	95.000	95.000	
コンクリート	高強度コンクリート50-8-25 N	m ³	32.000	32.000	
鉄筋	SD345 D25	ton	3.950	3.950	
鉄筋	SD345 D22	ton	8.230	8.230	
鉄筋	SD345 D16	ton	1.560	1.560	
鉄筋	SD295 D13	ton	4.150	4.150	
足場	手摺先行足場	式	1.000	1.000	
足場	単管傾斜足場	式	1.000	1.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
止水板		m	20.000	20.000	
目地板		m ²	89.000	89.000	
6. P1堰柱復旧					
(1)P1堰柱復旧					
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	994.000	900.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1.000	1.000	
型枠	円形型枠	m ²	90.000	74.000	
鉄筋	SD345 D32	ton	9.980	5.900	
鉄筋	SD345 D25	ton	3.200	3.200	
鉄筋	SD345 D22	ton	5.380	5.380	
鉄筋	SD345 D16	ton	5.870	2.010	
足場	手摺先行足場	式	1.000	3.550	
足場	単管足場	式	1.000	1.000	
足場	単管傾斜足場	式	1.000	1.000	
支保	くさび結合支保, 40KN/m ² を超え80KN/m ² 以下	式	1.000	1.000	
止水板		m	20.000	20.000	
目地板		m ²	89.000	89.000	
ピア扉設置		式	1.000	0.000	
(2)河川維持放流ゲート部					
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	27.000	0.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1.000	0.000	
コンクリート	鉄筋コンクリート(二次コンクリート)24-12-25 N	m ³	5.600	0.000	
型枠	鉄筋コンクリート(二次コンクリート)	式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D22	ton	0.612	0.000	
鉄筋	SD345 D16	ton	0.692	0.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.471	0.000	
足場	手摺先行足場	式	1.000	0.000	
支保	くさび結合支保, 40KN/m ² を超え80KN/m ² 以下	式	1.000	0.000	
止水板		m	20.000	0.000	
導水管	再利用設置	式	1.000	0.000	
空気抜き管		式	1.000	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
7. エプロン復旧工					
(1) 上流エプロン復旧工	魚道～P1				
基面整正		m ²	315.000	0.000	
コンクリート	均しコンクリート18-8-25 N	m ³	32.000	0.000	
型枠	均しコンクリート	式	1.000	0.000	
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	551.000	0.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1.000	0.000	
鉄筋	SD295, D13	ton	3.640	0.000	
止水板		m	19.300	0.000	
目地板		m ²	104.000	0.000	
ダウエルバー	D19	本	39.000	0.000	
鋼矢板切断		m	23.000	0.000	
(2) 上流エプロン復旧工	P2部				
コンクリート	無筋コンクリート18-8-25 N	m ³	82.000	0.000	
型枠	無筋コンクリート	式	1.000	0.000	
止水板		m	17.100	0.000	
目地板		m ²	25.000	0.000	
ダウエルバー	D19	本	34.000	0.000	
鋼矢板切断		m	27.000	0.000	
(3) 上流エプロン復旧工	P5～P6				
コンクリート	無筋コンクリート18-8-25 N	m ³	92.000	0.000	
型枠	無筋コンクリート	式	1.000	0.000	
止水板		m	19.100	0.000	
目地板		m ²	33.000	0.000	
ダウエルバー	D19	本	38.000	0.000	
(4) 下流エプロン					
基面整正		m ²	70.000	0.000	
コンクリート	均しコンクリート18-8-25 N	m ³	7.000	0.000	
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	111.000	0.000	
コンクリート	高強度50-8-25 N	m ³	31.000	0.000	
コンクリート	高強度（減勢工）50-8-25 N	m ³	7.000	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
型枠	鉄筋コンクリート（減勢工）	式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D16	ton	0.234	0.000	
止水板		m	4.400	0.000	
目地板		m ²	66.000	0.000	
水膨張ゴム		m	27.000	0.000	
ダウエルバー	D19	本	36.000	0.000	
8. 魚道復旧工					
(1)左岸魚道復旧					
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	577.000	0.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D22	ton	6.680	0.000	
鉄筋	SD345 D19	ton	2.250	0.000	
鉄筋	SD345 D16	ton	1.120	0.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	6.060	0.000	
コンクリート	無筋コンクリート18-8-25 N	m ³	15.000	0.000	
足場	手摺先行足場	式	1.000	0.000	
足場	単管	式	1.000	0.000	
足場	単管傾斜	式	1.000	0.000	
支保	くさび結合支保, 40KN/m ² 以下	式	1.000	0.000	
止水板	L型止水板	m	43.000	0.000	
止水板		m	27.000	0.000	
目地板		m ²	54.000	0.000	
魚道隔壁		枚	23.000	0.000	
(2)護岸復旧工					
張りブロック		m ³	38.560	0.000	
基礎砕石	RC-40 t=200	m ²	47.000	0.000	
9. 管理橋復旧工					
(1)管理橋復旧工					
コンクリート	鉄筋コンクリート24-12-25 N	m ³	90.000	0.000	
型枠		式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D32	ton	6.330	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
鉄筋	SD345 D25	ton	0.217	0.000	
鉄筋	SD295 D16	ton	8.660	0.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.825	0.000	
コンクリート	地覆工24-12-25 N	m3	3.100	0.000	
型枠		式	1.000	0.000	
高欄設置工		m	82.420	0.000	
表層（車道・路肩部）		m ²	106.000	0.000	
基層（車道・路肩部）		m ²	106.000	0.000	
表層（歩道部）		m ²	43.000	0.000	
橋面防水工	車道	m ²	107.000	0.000	
橋面防水工	歩道	m ²	43.000	0.000	
排水柵		個	8.000	0.000	
スラブドレーン		本	12.000	0.000	
フレキシブルチューブ		m	14.000	0.000	
排水用導水管	φ 18	m	40.500	0.000	
排水用導水管	φ 12	m	40.500	0.000	
伸縮装置工	A1部 車道	m	4.900	0.000	
伸縮装置工	A1部 歩道	m	2.100	0.000	
コンクリート	後打ちコンクリート18-8-25 N	m3	0.600	0.000	
型枠		式	1.000	0.000	
アンカーボルト削孔		箇所	26.000	0.000	
ゴム支承	420×270×63	個	2.000	0.000	
ゴム支承	420×420×68	個	4.000	0.000	
ゴム支承	320×220×68	個	2.000	0.000	
落橋防止装置	落橋防止装置(P C 鋼棒)	箇所	4.000	0.000	
コンクリート	既設拡幅24-12-25 N	m3	1.140	0.000	
型枠		式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D16	ton	0.093	0.000	
鉄筋	SD345 D19	ton	0.056	0.000	
アンカーボルト		箇所	30.000	0.000	
アンカーボルト削孔		箇所	4.000	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
チップング		m ²	2.000	0.000	
支保	パイプサポート支保, 40KN/m ² を超え60KN/m ² 以下	式	1.000	0.000	
コンクリート	親柱工24-12-25	m ³	5.500	0.000	
型枠		式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D16	ton	0.090	0.000	
コンクリート	橋台24-12-25 N	m ³	5.300	0.000	
型枠		式	1.000	0.000	
鉄筋	SD345 D16	ton	0.251	0.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.099	0.000	
アンカーボルト削孔		箇所	51.000	0.000	
チップング		m ²	12.000	0.000	
10. 連続箱型鋼製枠復旧工					
(1)連続箱型構成枠撤去工					
連続箱型鋼製枠撤去		回	-	2.000	
処分費		式	-	1.000	
(2)連続箱型鋼製枠復旧工	R6出水期用				
連続箱型鋼製枠設置工	1.0×1.0×10.0m	基	18.000	18.000	
連続箱型鋼製枠	1.0×1.0×10.0m	基	1.000	1.000	
大型土のう設置工		袋	252.000	252.000	
設置材料		式	1.000	1.000	
(3)連続箱型鋼製枠復旧工	R7出水期用				
連続箱型鋼製枠設置工	1.0×1.0×10.0m	基	-	18.000	
連続箱型鋼製枠	1.0×1.0×10.0m	基	-	1.000	
大型土のう設置工		袋	-	252.000	
設置材料		式	-	1.000	
11. 河川内存置材処理					
(1)河川内存置材処理					
河川内存置材撤去		m ³	-	50.000	
積込・荷卸・解体	台船ヤード⇒右岸ヤード	式	-	50.000	
12. 仮設工	1期				
(1)旧橋撤去作業ヤード(設置・撤去)					

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
仮締切 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	102.000	0.000	
仮締切 大型土のう 設置～撤去	新規製作	袋	-	16.000	
路体（築堤）盛土・埋戻	流用土	m3	488.000	0.000	
路体（築堤）盛土・埋戻	単粒度碎石 4 号	m3	0.000	475.00	
掘削	湧水対策コア削孔時	m3	-	475.000	
路体（築堤）盛土・埋戻	管理橋撤去時	m3	-	475.000	
掘削	湧水対策薬液注入時	m3	-	475.000	
路体（築堤）盛土・埋戻	堰解体時	m3	0.000	475.00	
掘削		m3	488.000	475.000	
敷鉄板	t22 設置～撤去	m ²	643.000	643.000	
(2)ワイヤーブリッジ					
ワイヤーブリッジ		式	1.000	0.000	
(3)ベント（設置・撤去）					
基礎碎石		m ²	36.000	0.000	
ベント設置・撤去		式	1.000	0.000	
(4)仮設構台					
受桁材質料		式	1.000	1.000	
覆工板材質料		式	1.000	1.000	
(5)上流エプロン土留め矢板設置工					
鋼矢板打設		枚	31.000	28.000	
矢板材料		ton	52.500	47.400	
薬液注入		本	1.000	1.000	
(6)P1堰柱下流側土留め					
鋼矢板打設		枚	25.000	18.000	
矢板材料		ton	32.030	19.660	
矢板材料		ton	32.030	6.000	
鋼矢板打設	延長分	枚	-	0.980	
矢板材料	延長分	ton	-	6.500	
矢板材料	継矢板	ton	-	5.090	
継矢板切断		m	-	17.100	
継矢板溶接		m	-	19.800	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
継溶接材加工		式	-	1.000	
薬液注入工 左岸上流止水矢板	エプロン部	本	-	50.000	
薬液注入工 左岸上流止水矢板	エプロン部	本	-	1.000	
(7)左岸擁壁アンカー工					
H鋼材設置		ton	5.580	5.580	
アンカー削孔	左岸擁壁下流（上段）	本	3.000	3.000	
アンカー削孔	左岸擁壁下流（下段）	本	3.000	3.000	
アンカー削孔	左岸擁壁下流	本	3.000	3.000	
アンカー削孔	左岸擁壁上流（上段）	本	3.000	3.000	
アンカー削孔	左岸擁壁上流（下段）	本	3.000	3.000	
鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)	魚道部	本	12.000	12.000	
鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)	擁壁部	本	3.000	3.000	
アンカー材		式	1.000	1.000	
グラウト注入		本	15.000	15.000	
ボーリングマシン移設（アンカー）		回	9.000	9.000	
足場工（アンカー）		式	1.000	1.000	
(8)上流仮締切工					
1) 鋼矢板打設（台船使用）					
鋼矢板打設（油圧圧入（硬質地盤））	油圧圧入機VL型 矢板長20.5m	枚	30.000	32.000	
鋼矢板打設（パイプロハンマ）	パイプロハンマVL型、圧入長、9m以下	枚	35.000	7.000	
鋼矢板打設（パイプロハンマ）	パイプロハンマVL型、圧入長、12m以下	枚	38.000	108.000	
鋼矢板打設（パイプロハンマ）	パイプロハンマVL型、圧入長、15m以下	枚	116.000	40.000	
鋼矢板打設（パイプロハンマ）	パイプロハンマIV型、圧入長、15m以下	枚	48.000	45.000	
2) 堰P6取付					
鋼矢板打設（パイプロハンマ）	V型 圧入長4m以下	枚	15.000	0.000	
水中コンクリート打設	18N	m3	7.700	0.000	
水中掘削		式	1.000	0.000	
コンクリートアンカーボルト	M24×300 樹脂アンカー含む	本	18.000	0.000	
等辺山形鋼	150×150×19	ton	0.370	0.000	
3) 堰P5取付					
鋼矢板打設（パイプロハンマ）	V型 圧入長4m以下	枚	-	12.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
水中コンクリート打設	18N	m3	-	7.700	
水中掘削		式	-	1.000	
コンクリートアンカーボルト	M24×300 樹脂アンカー含む	本	-	23.000	
等辺山形鋼	150×150×19	ton	-	0.440	
4) 魚道取付部					
鋼矢板打設 (パイプロハンマ)	V型 圧入長4m以下	枚	7.000	7.000	
コンクリートアンカーボルト	M24×300 樹脂アンカー含む	本	14.000	14.000	
等辺山形鋼	150×150×19	ton	0.490	0.440	
5) 鋼矢板 引抜 (台船)	撤去時水上作業				
鋼矢板引抜 (パイプロハンマ)	圧入長15m以下	枚	194.000	77.000	
鋼矢板引抜 (パイプロハンマ)	圧入長12m以下	枚	38.000	148.000	
鋼矢板引抜 (パイプロハンマ)	圧入長9m以下	枚	35.000	7.000	
鋼矢板引抜 (パイプロハンマ)	圧入長2m以下	枚	20.000	19.000	
6) 鋼矢板 運搬 (台船)					
鋼矢板 運搬	台船ヤード⇔台船	ton	500.780	419.400	往復
7) 鋼矢板止水材塗布					
鋼矢板止水材塗布		m	10,044.000	8,746.000	
8) 薬液注入工					
薬液注入工 右岸側	薬液注入工(二重管ストレーナ)	本	17.000	21.000	
薬液注入工 左岸側	薬液注入工(二重管ストレーナ)	本	6.000	6.000	
9) 上流仮締切内ヤード整備					
上流仮締切抑え盛り土	水中掘削・埋戻し (台船使用)	m3	-	374.000	
上流ヤード内汚泥処理		m3	-	54.000	
上流締め切内盛土		m3	-	598.000	
10) 敷鉄板					
敷鉄板	t22 設置～撤去	m ²	706.000	891.000	
11) 浸透水集水用水路					
浸透水集水用水路		m	65.000	145.000	
12) 河川内盛り土					
河川内盛土	締切根入れ確保用	式	-	1.000	
13) 汚泥処理					

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
汚泥処理・運搬	仮締切内	m3	-	54.000	
14) 上流締切ヤード整備					
盛り土	仮締切内	m3	-	598.000	
(9) 下流仮締切工					
仮締切 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	1,541.000	0.000	
仮締切 大型土のう 設置～撤去	新規作成	袋	308.000	1,849.000	
既設大型土のう解体		袋	-	2,504.000	
仮締切 遮水シート 設置～撤去		m ²	405.000	405.000	
仮締切 吸出し防止シート 設置～撤去		m ²	405.000	405.000	
仮締切 中詰土・砂盛土 設置～撤去	2.5m≦B<4.0m	m3	238.000	238.000	
仮締切 中詰土・砂盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m3	2,670.000	2,670.000	
仮締切 コーケンブロック部盛土 設置～撤去		m3	164.000	164.000	
仮締切 護床ブロック部盛土 設置～撤去		m3	14.000	14.000	
場内進入路 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	83.000	0.000	
場内進入路 大型土のう 設置～撤去	新規作成	袋	-	83.000	
場内進入路 中詰土・砂盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m3	333.000	333.000	
場内進入路 コーケンブロック部盛土 設置～撤去		m3	49.000	49.000	
場内進入路 護床ブロック部盛土 設置～撤去		m3	9.000	9.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	進入路部（県道→工事用道路）	m ²	20.000	0.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	工事用道路入口～場内進入路（下流エブロン）まで	m ²	750.000	0.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	下流エブロン内	m ²	600.000	0.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	92.000	0.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 大型土のう 設置～撤去	新規作成	袋	-	92.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 中詰土・砂盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m3	503.000	503.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 上流側盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m3	138.000	138.000	
法面整形		m ²	45.000	45.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	上下流接続路	m ²	443.000	0.000	
仮締切付帯工 袋詰め根固め工	設置～撤去	袋	100.000	100.000	
防塵処理対策	仮設道路設置期間における散水対策	式	1.000	1.000	
仮設魚道工 土のう	暗渠工	m3	12.000	12.000	
仮設魚道工 覆工板 設置～撤去	暗渠工 覆工板	m ²	60.000	60.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
仮設魚道工 覆工板設置	暗渠工 材料費（山留等）	式	1.000	1.000	
仮設魚道工 吸出し防止材設置	暗渠工	m ²	60.000	60.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	下流エプソン内	m ²	-	5,733.000	
下流仮締切敷砂利		m ²	-	935.000	
濁水処理プラント コーケンブロック部盛土		m ³	-	173.000	
濁水処理プラント コーケンブロック部盛土撤去		m ³	-	173.000	
(10) 台船ヤード整備工					
敷鉄板	t22 設置～撤去	m ²	60.000	60.000	
大型土のう 設置～撤去	護岸養生	袋	206.000	206.000	
(11) 右岸ヤード整備工					
敷鉄板	t22 設置～撤去	m ²	37.000	217.000	
(12) 電力設備工					
仮設電力設備		式	1.000	1.000	
(13) 排水処理工					
排水ポンプ		式	1.000	1.000	
(14) 機械経費					
供用日経費（1号台船）		式	1.000	1.000	
供用日経費（2号台船）		式	1.000	1.000	
運転経費（1号台船）	引船、船外機船、クレーン	式	1.000	1.000	
運転経費（2号台船）	引船、船外機船、クレーン	式	1.000	1.000	
(15) 安全費					
交通誘導警備員		人	1,431.000	1,155.000	
交通誘導警備員	A地点（平日：超勤あり）	人	58.000	901.000	
交通誘導警備員	A地点（休日：超勤あり）	人	52.000	448.000	
(16) 緊急時取水対応設備					
水中ポンプ	右岸用 10吋	台	-	43.000	
発電機	右岸用 150kVA	台	-	15.000	
発電機	左岸用 220kVA	台	-	1.000	
分電盤	左岸用	基	-	5.000	
分電盤配線	左岸用	式	-	1.000	
敷鉄板	旧安永川護岸補強 15枚（1.524*3.048）	式	-	1.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
敷鉄板	右岸側	m ²	-	274.000	
公園内スロープ歩道工		式	-	1.000	
(17)施工管理用Webカメラ設置・撤去					
設置・撤去		台	-	5.000	
Webカメラ初期設定		台	-	5.000	
Webカメラ利用料		月	-	20.000	
(18)仮設橋	上流側				
護岸取壊し		m ³	-	0.200	
ネットフェンス撤去		m	-	4.000	
仮設橋KA1橋脚打設引抜	H300	本	-	2.000	
仮設橋KA1下部工設置撤去		ton	-	1.990	
仮設橋KP1下部工地組・架設・撤去・解体		ton	-	5.810	
仮設橋KP1堆積土砂撤去		箇所	-	1.000	
仮設橋KP2橋脚打設・引抜	H300	本	-	6.000	
仮設橋KP2導杭	H300	本	-	4.000	
仮設橋KP2下部工地組・架設・撤去・解体		ton	-	4.530	
仮設橋KP2水中部設置・解体		ton	-	0.650	
仮設橋KP3下部工地組・架設・撤去・解体		ton	-	9.600	
仮設橋KP3堆積土砂撤去		箇所	-	1.000	
仮設橋KP3ブラケット接続取付・解体		ton	-	2.120	
仮設橋KA1上部工架設		ton	-	0.880	
仮設橋KA1上部工覆工板設置		m ²	-	8.000	
仮設橋KP3上部工架設		ton	-	0.652	
仮設橋KP3上部工覆工板設置		m ²	-	6.000	
仮設橋KP3上部工接続部架設		ton	-	1.712	
仮設橋KP3上部工接続部覆工板設置		m ²	-	18.000	
仮設橋KA1上部工・覆工板撤去		m ²	-	8.000	
仮設橋KP3接続部上部工・覆工板撤去		m ²	-	18.000	
仮設橋上部工PG橋地組・架設・撤去・解体	PG橋	ton	-	30.624	
仮設橋上部工香蘭設置撤去	PG橋	m	-	42.425	
供用日経費（3号積荷台船）		式	-	1.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
運転経費（3号積荷台船）		式	-	1.000	
ガードフェンス		m	-	30.000	
(19) 鮎の迷入対策					
汚濁防止フェンス設置・撤去	鮎迷入対策用	式	-	1.000	
(20) 防音対策					
防音対策	防音シート設置 上流仮締切施工時	m ²	-	89.000	
防音対策	左岸公道沿い	m ²	-	80.000	
(21) 防塵対策					
防塵対策	防塵シート設置	m ²	-	46.000	
(22) P1堰柱掘削時薬液注入					
コンクリート削孔		孔	-	67	
コンクリート削孔用足場		式	-	1	
口元管取付		箇所	-	20	
薬液注入工（注入施設据付・解体）		現場	-	1.000	
薬液注入（懸濁型）	深夜割増適用	本	-	63.000	
薬液注入（溶液型）	深夜割増適用	本	-	67.000	
汚泥処理・運搬		m ³	-	40.000	
排水汚泥土処理		式	-	1.000	
(23) 水替え工	被覆コンクリート上				
土のう		袋	-	140.000	
12. 仮設工	2期				
(1) 橋梁復旧作業ヤード（設置・撤去）					
仮締切 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	102.000	0.000	
路体（築堤）盛土・埋戻		m ³	488.000	0.000	
掘削		m ³	488.000	0.000	
敷鉄板		m ²	643.000	0.000	
(2) 仮設構台					
受桁材賃料		式	1.000	1.000	
覆工板材賃料		式	1.000	1.000	
覆工板撤去		m ²	128.000	128.000	
受桁撤去		ton	2.924	2.924	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
(3)上流仮締切工					
1)鋼矢板打設(台船使用)					
鋼矢板打設(油圧圧入(硬質地盤))	油圧圧入機VL型 矢板長20.5m	枚	29.000	30.000	
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	パイプロハンマVL型、圧入長、9m以下	枚	35.000	35.000	
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	パイプロハンマVL型、圧入長、12m以下	枚	38.000	38.000	
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	パイプロハンマVL型、圧入長、15m以下	枚	76.000	116.000	
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	パイプロハンマIV型、圧入長、15m以下	枚	48.000	48.000	
2)堰P5取付					
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	V型 圧入長4m以下	枚	12.000	0.000	
水中コンクリート打設	18N	m3	7.700	0.000	
水中掘削		式	1.000	0.000	
コンクリートアンカーボルト	M24×300 樹脂アンカー含む	本	23.000	0.000	
等辺山形鋼	150×150×19	ton	0.440	0.000	
3)堰P6取付					
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	V型 圧入長4m以下	枚	-	15.000	
水中コンクリート打設	18N	m3	-	7.700	
水中掘削		式	-	1.000	
コンクリートアンカーボルト	M24×300 樹脂アンカー含む	本	-	18.000	
等辺山形鋼	150×150×19	ton	-	0.370	
4)魚道取付部					
鋼矢板打設(パイプロハンマ)	V型 圧入長4m以下	枚	7.000	7.000	
コンクリートアンカーボルト	M24×300 樹脂アンカー含む	本	14.000	14.000	
等辺山形鋼	150×150×19	ton	0.490	0.490	
5)鋼矢板 引抜(台船)	撤去時水上作業				
鋼矢板引抜(パイプロハンマ)	圧入長15m以下	枚	153.000	194.000	
鋼矢板引抜(パイプロハンマ)	圧入長12m以下	枚	38.000	38.000	
鋼矢板引抜(パイプロハンマ)	圧入長9m以下	枚	35.000	35.000	
鋼矢板引抜(パイプロハンマ)	圧入長2m以下	枚	20.000	20.000	
6)鋼矢板 運搬(台船)					
鋼矢板 運搬	台船ヤード⇄台船	ton	419.400	500.780	往復
7)鋼矢板止水材塗布					

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
鋼矢板止水材塗布		m	8,494.000	10,044.000	
8) 薬液注入工					
薬液注入工 右岸側	薬液注入工(二重管ストレーナ)	本	21.000	21.000	
薬液注入工 左岸側	薬液注入工(二重管ストレーナ)	本	6.000	6.000	
9) 敷鉄板					
敷鉄板	t22 設置～撤去	m ²	706.000	706.000	
10) 浸透水集水用水路					
浸透水集水用水路		m	65.000	65.000	
(4) 下流仮締切工					
仮締切 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	1,849.000	0.000	
仮締切 大型土のう 設置	既設利用	袋	–	1,849.000	
仮締切 遮水シート 設置～撤去		m ²	405.000	0.000	
仮締切 遮水シート 設置		m ²	–	405.000	
仮締切 吸出し防止シート設置～撤去		m ²	405.000	0.000	
仮締切 吸出し防止シート設置		m ²	–	405.000	
工事用道路 土木シート 撤去		m ²	330.000	0.000	
仮締切 中詰土・砂盛土 設置～撤去	2.5m≦B<4.0m	m ³	230.000	0.000	
仮締切 中詰土・砂盛土 設置	2.5m≦B<4.0m	m ³	–	230.000	
仮締切 中詰土・砂盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m ³	2,600.000	0.000	
仮締切 中詰土・砂盛土 設置	B≧4.0m	m ³	–	2,600.000	
仮締切 コーケンブロック部盛土 設置～撤去		m ³	164.000	0.000	
仮締切 コーケンブロック部盛土 設置		m ³	–	164.000	
仮締切 護床ブロック部盛土 設置～撤去		m ³	14.000	0.000	
仮締切 護床ブロック部盛土 設置～撤去		m ³	–	14.000	
場内進入路 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	83.000	0.000	
場内進入路 大型土のう 設置	既設利用	袋	–	83.000	
場内進入路 中詰土・砂盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m ³	271.000	0.000	
場内進入路 中詰土・砂盛土 設置	B≧4.0m	m ³	–	271.000	
場内進入路 コーケンブロック部盛土 設置～撤去		m ³	49.000	0.000	
場内進入路 コーケンブロック部盛土 設置		m ³	–	49.000	
場内進入路 護床ブロック部盛土 設置～撤去		m ³	9.000	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
場内進入路 護床ブロック部盛土 設置		m ³	-	9.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	進入路部（県道→工事用道路）	m ²	20.000	0.000	
下流敷鉄板 設置	進入路部（県道→工事用道路）	m ²	-	20.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	工事用道路入口～場内進入路（下流エフロン）まで	m ²	750.000	0.000	
下流敷鉄板 設置	工事用道路入口～場内進入路（下流エフロン）まで	m ²	-	750.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	下流エフロン内ヤード	m ²	600.000	0.000	
下流敷鉄板 設置	下流エフロン内ヤード	m ²	-	600.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 大型土のう 設置～撤去	既設利用	袋	92.000	0.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 大型土のう 設置	既設利用	袋	-	92.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 中詰土・砂盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m ³	503.000	0.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 中詰土・砂盛土 設置	B≧4.0m	m ³	-	503.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 上流側盛土 設置～撤去	B≧4.0m	m ³	138.000	0.000	
仮設進入路工（上下流連絡） 上流側盛土 設置	B≧4.0m	m ³	-	138.000	
法面整形		m ²	45.000	45.000	
下流敷鉄板 設置～撤去	上下流接続路	m ²	443.000	0.000	
下流敷鉄板 設置	上下流接続路	m ²	-	443.000	
仮締切付帯工 浸透水集水用水路		m	68.000	68.000	
仮締切付帯工 袋詰め根固め工	設置～撤去	袋	100.000	0.000	
仮締切付帯工 袋詰め根固め工	設置	袋	-	100.000	
防塵処理対策	仮設道路設置期間における散水対策	日	38.000	38.000	
仮設魚道工 土のう設置	暗渠工	式	1.000	1.000	
仮設魚道工 覆工板 設置～撤去	暗渠工 覆工板	m ²	60.000	0.000	
仮設魚道工 覆工板 設置	暗渠工 覆工板	m ²	-	60.000	
仮設魚道工 覆工板設置	暗渠工 材料費（山留等）	式	1.000	1.000	
仮設魚道工 吸出し防止材設置～撤去	暗渠工	m ²	60.000	0.000	
仮設魚道工 吸出し防止材設置	暗渠工	m ²	-	60.000	
下流敷鉄板 設置～撤去		m ²	0.000	5,733.000	
下流仮締切敷砂利		m ²	0.000	935.000	
濁水処理プラント コーケンブロック部盛土		m ³	0.000	173.000	
濁水処理プラント コーケンブロック部盛土撤去		m ³	0.000	173.000	
(5) 台船ヤード整備工					

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
ガードパイプ復旧工		式	1.000	1.000	
敷鉄板	t22 設置～撤去	m ²	60.000	0.000	
敷鉄板	t22 設置	m ²	-	60.000	
大型土のう 設置～撤去		袋	206.000	206.000	
(6)右岸ヤード整備工					
敷鉄板設置	t22 設置～撤去	m ²	37.000	217.000	
(7)電力設備工					
仮設電力設備		式	1.000	1.000	
(8)排水処理工					
排水ポンプ		式	1.000	1.000	
(9)機械経費					
供用日経費（1号台船）		式	1.000	1.000	
供用日経費（2号台船）		式	1.000	1.000	
運転経費（1号台船）	引船、船外機船、クレーン	式	1.000	1.000	
運転経費（2号台船）	引船、船外機船、クレーン	式	1.000	1.000	
(10)安全費					
交通誘導警備員		人	1,431.000	1,431.000	
交通誘導警備員	A地点（平日：超勤あり）	人	58.000	58.000	
交通誘導警備員	A地点（休日：超勤あり）	人	52.000	52.000	
交通誘導警備員	仮設橋中央（平日：超勤あり）	人	-	20.000	
交通誘導警備員	仮設橋中央（休日：超勤あり）	人	-	10.000	
(2)仮設橋	下流側				
仮設橋下部工設置		ton	0.000	2.522	
仮設橋下部工撤去		ton	0.000	2.522	
仮設橋上部工設置	PG橋	ton	0.000	19.742	
仮設橋上部工撤去	PG橋 床版（滑止付）	m ²	0.000	88.000	
仮設橋上部工	PG橋 その他部材（高力ボルト等）	式	0.000	1.000	
(3)仮設橋	上流側				
護岸取壊し		m ³	-	0.200	
ネットフェンス撤去		m	-	4.000	
仮設橋KA1橋脚打設引抜	H300	本	-	2.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
仮設橋KA1下部工設置撤去		ton	-	1.990	
仮設橋KP1下部工地組・架設・撤去・解体		ton	-	5.810	
仮設橋KP1堆積土砂撤去		箇所	-	1.000	
仮設橋KP2橋脚打設・引抜	H300	本	-	6.000	
仮設橋KP2導杭	H300	本	-	4.000	
仮設橋KP2下部工地組・架設・撤去・解体		ton	-	4.530	
仮設橋KP2水中部設置・解体		ton	-	0.650	
仮設橋KP3下部工地組・架設・撤去・解体		ton	-	9.600	
仮設橋KP3堆積土砂撤去		箇所	-	1.000	
仮設橋KP3ブラケット接続取付・解体		ton	-	2.120	
仮設橋KA1上部工架設		ton	-	0.880	
仮設橋KA1上部工覆工板設置		m2	-	8.000	
仮設橋KP3上部工架設		ton	-	0.652	
仮設橋KP3上部工覆工板設置		m2	-	6.000	
仮設橋KP3上部工接続部架設		ton	-	1.712	
仮設橋KP3上部工接続部覆工板設置		m2	-	18.000	
仮設橋KA1上部工・覆工板撤去		m2	-	8.000	
仮設橋KP3接続部上部工・覆工板撤去		m2	-	18.000	
仮設橋上部工PG橋地組・架設・撤去・解体	PG橋	ton	-	30.624	
仮設橋上部工香蘭設置撤去	PG橋	m	-	42.425	
供用日経費（3号積荷台船）		式	-	1.000	
運転経費（3号積荷台船）		式	-	1.000	
ガードフェンス		m	-	30.000	
13. その他					
（1）事業損失防止施設費					
1期 事業損失防止施設費					
汚濁防止フェンス					
汚濁防止フェンス設置・撤去	上流仮締切 設置時	m	151.000	133.000	
汚濁防止フェンス設置・撤去	上流仮締切 撤去時	m	151.000	133.000	
汚濁防止フェンス設置・撤去	下流仮締切 設置時	m	153.000	126.000	
汚濁防止フェンス設置・撤去	下流仮締切 撤去時	m	153.000	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
濁水処理施設					
濁水処理施設	設置～撤去	回	1.000	1.000	
汚泥処理・運搬		m3	28.000	28.000	
濁水処理施設嵩上げ台		式	-	1.000	
地下水質調査					
地下水調査		式	1.000	1.000	
取水工除塵作業					
取水工除塵作業	降雨時	回	18.000	18.000	
集積処理・運搬		回	18.000	18.000	
2期 事業損失防止施設費					
汚濁防止フェンス					
汚濁防止フェンス設置・撤去	上流仮締切 設置時	m	133.000	151.000	
汚濁防止フェンス設置・撤去	上流仮締切 撤去	m	133.000	151.000	
汚濁防止フェンス設置・撤去	下流仮締切 設置時	m	153.000	126.000	
汚濁防止フェンス設置・撤去	下流仮締切 撤去時	m	153.000	0.000	
取水工除塵作業					
取水工除塵作業	降雨時	回	18.000	18.000	
集積処理・運搬		回	18.000	18.000	
(2)運搬費					
1) 運搬費	1期				
重建設機械分解・組立・輸送 (上流仮締切工)	台船, 引船, 船外機船, 油圧クレーン台船, クローラークレーン	式	1.000	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送	オールテレーンクレーン (200t級)	式	1.000	0.000	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラークレーン (200t級)	式	-	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送	超大型建物解体専用機	式	1.000	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送 (構台)	サイレントパイラー	式	1.000	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送	仮設橋用100tクレーン	式	-	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送 (構台)	500tクローラークレーン	式	-	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送 (構台)	試掘用バックホウ	式	-	1.000	
仮設材輸送		式	1.000	1.000	
3) 運搬費	2期				
重建設機械分解・組立・輸送 (上流仮締切工)	台船, 引船, 船外機船, 油圧クレーン台船, クローラークレーン	式	1.000	1.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
重建設機械分解・組立・輸送	超大型建物解体専用機	式	-	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送（構台）	サイレントパイラー	式	-	1.000	
仮設材輸送		式	1.000	1.000	
（３）役務費					
役務費					
役務費	１期				
電力基本料金		式	1.000	1.000	
役務費	２期				
電力基本料金		式	1.000	1.000	
（４）技術管理費					
技術管理費					
１）既設構造物強度試験					
既設構造物強度試験		式	-	1.000	
２）湧水対策効果確認試験					
試掘調査		式	-	1.000	
３）鉄筋探査					
鉄筋探査		式	-	1.000	
（５）一括計上					
一括計上					
１）湧水対策事前調査					
湧水対策事前調査	試料採取	式	-	1.000	
２）湧水対策効果確認試験					
湧水対策事後調査	現場透水試験	式	-	1.000	
Ⅱ．河川用水門設備製作据付工事					
直接工事費					
１．既設構造物撤去工					
（１）既設構造物撤去工					
既設構造物撤去工	洪水吐ゲート１号 扉体取外し	式	1.000	1.000	
既設構造物撤去工	洪水吐ゲート１号 チェーンカバー取外し	式	1.000	1.000	
既設構造物撤去工	洪水吐ゲート１号 開閉装置取外し	式	1.000	1.000	
２．電気設備					

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
(1)機側操作盤取外し	洪水吐ゲート1号 機側操作盤取外し				
機側操作盤取外し	洪水吐ゲート1号 機側操作盤取外し	式	1.000	1.000	
(2)既設ケーブル撤去及び一時復旧					
既設ケーブル撤去	左岸設備用配線	式	1.000	1.000	
既設ケーブル撤去	1号洪水吐ゲート配線	式	1.000	1.000	
既設ケーブル撤去再設置	2号洪水吐ゲート配線	式	-	1.000	
仮設配線設置	1期	式	1.000	1.000	
仮配線撤去再設置	1期(出水期)	式	1.000	1.000	
仮配線撤去再設置	2期	式	1.000	1.000	
仮配線撤去再設置	2期(出水期)	式	-	1.000	
3. 現場内運搬					
(1)ゲート等運搬					
扉体運搬		式	1.000	1.000	
機側操作盤運搬		式	1.000	1.000	
開閉装置、チェーン運搬(付属品含む)		式	1.000	1.000	
開閉装置保管		式	-	1.000	
機側操作盤保管		式	-	1.000	
4. 機械経費					
(1)機械経費	第1期工事				
台船機械経費		式	1.000	1.000	
台船ヤードクレーン		式	1.000	1.000	
締切内クレーン		式	1.000	1.000	
運搬費					
1. 重機運搬					
(1)重機運搬					
重機械運搬		式	1.000	1.000	
現場内運搬		式	1.000	1.000	
Ⅲ. 建築工事					
1. 撤去工事	1期				
(1)直接仮設工事					
養生・清掃後片付け		m ²	28.910	28.910	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
内部足場		m ²	28.910	28.910	
外部足場		m ²	123.000	123.000	
養生シート		m ²	123.000	123.000	
足場用ブラケット		箇所	3.000	3.000	
外部足場受け鉄骨		式	1.000	1.000	
落下防止養生		m ²	32.590	32.590	
歩車道境界ブロック撤去		m	9.000	9.000	
(2)撤去工事					
S造建物上屋解体		m ²	28.910	28.910	
鋼材運搬		ton	4.600	4.600	
屋根ALCパネル撤去		m ²	48.790	48.790	
外壁ALCパネル撤去		m ²	77.380	77.380	
シート防水撤去		m ²	50.430	50.430	
シーリング撤去		m	24.800	24.800	
シーリング撤去		m	35.160	35.160	
建具撤去	AW1	箇所	3.000	3.000	
建具撤去	AW2	箇所	1.000	1.000	
鋳鉄製堅形ルーフドレンφ100撤去		箇所	1.000	1.000	
堅樋 VP100φ(カラー管)撤去		m	7.800	7.800	
アルミ製笠木w150撤去		m	22.000	22.000	
アルミ製堅木w150コーナ撤去		箇所	4.000	4.000	
ステンレス製屋上点検口撤去		箇所	1.000	1.000	
アルミ製手摺(取り外し式)取り外し		m	2.000	2.000	
鋼製タラップ取り外し		箇所	1.000	1.000	
建設混合廃棄物処理		m ³	1.000	1.000	
2. 新営建築工事	2期				
(1)直接仮設工事					
墨出		m ²	28.900	0.000	
養生・整理清掃後片付け		m ²	28.900	0.000	
外部足場(枠組本足場:600枠)		m ²	123.000	0.000	
内部足場(脚立足場:階高4.0m以下)		m ²	28.900	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
養生シート張り		m ²	123.000	0.000	
足場用ブラケット		箇所	3.000	0.000	
外部足場受け鉄骨		式	1.000	0.000	
安全ネット張り		m ²	32.580	0.000	
歩車道境界ブロック撤去		m	9.000	0.000	
(2)既成コンクリート工事					
屋根ALCパネル		m ²	28.800	0.000	
外壁ALCパネル		m ²	97.400	0.000	
(3)防水工事					
シート防水	平部	m ²	28.800	0.000	
シート防水	立上り	m ²	21.600	0.000	
防水押え金物	アルミアングル	m	28.800	0.000	
防水押え金物	アルミ製ドリッパー	m	16.400	0.000	
シーリング	防水押え	m	35.200	0.000	
シーリング	建具	m	24.800	0.000	
(4)金属工事					
鋳鉄製堅型ルーフドレン設置		箇所	2.000	0.000	
縦樋VP設置	VP φ100	m	7.800	0.000	
アルミ製笠木	w150	m	22.000	0.000	
アルミ製笠木	w150 コーナー	箇所	4.000	0.000	
ステンレス製屋上点検口		個	1.000	0.000	
アルミ製手すり	取外し式（既設再利用）	m	2.000	0.000	
ステンレス製タラップ	梯子型 L=4.1m	組	1.000	0.000	
(5)左官工事					
建具周辺防水モルタル充填		m	24.800	0.000	
複層塗材E	壁面 ALC面	m ²	77.400	0.000	
下地処理	壁複層塗材	m ²	77.400	0.000	
外装薄塗材E	外壁	m ²	76.700	0.000	
下地処理	壁外装薄塗材	m ²	76.700	0.000	
外装薄塗材E	天井	m ²	27.200	0.000	
下地処理	天井外装薄塗材	m ²	27.200	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
(6) 建具工事					
建具設置	AW1 B1700×H1200	箇所	3.000	0.000	
建具設置	AW2 B1700×H2000	箇所	1.000	0.000	
網入り型板ガラス	t6.8	m ²	6.600	0.000	
シーリング	SR-1 5×5ガラス留め	m	120.800	0.000	
(7) 塗装工事					
素地ごしらえ	鋼鉄面C種	m ²	109.980	0.000	
錆止め塗	屋内鉄鋼面	m ²	109.980	0.000	
SOP塗り	鉄部	m ²	109.980	0.000	
(8) 鉄骨材料 (新材)					
等辺山形鋼	L-150×150×12	ton	0.280	0.000	
不等辺山形鋼	L-150×90×9	ton	0.200	0.000	
不等辺山形鋼	L-125×75×7	ton	0.220	0.000	
等辺山形鋼	L-100×100×7	ton	0.340	0.000	
等辺山形鋼	L-75×75×6	ton	0.230	0.000	
リップ溝鋼	SSC400 C-100×50×20×2.3	ton	0.050	0.000	
摩擦接合用高力六角ボルト	M20 L65	組	8.000	0.000	
摩擦接合用高力六角ボルト	M20 L60	組	64.000	0.000	
摩擦接合用高力六角ボルト	M20 L55	組	16.000	0.000	
摩擦接合用高力六角ボルト	M20 L45	組	12.000	0.000	
摩擦接合用高力六角ボルト	M16 L40	組	116.000	0.000	
摩擦接合用高力六角ボルト	M20 L45	組	6.000	0.000	
(9) 鉄骨材料 (既設再利用)					
H形鋼	H-300×300×10×15	ton	1.110	0.000	
H形鋼	H-244×175×7×11	ton	1.040	0.000	
H形鋼	H-250×125×6×9	ton	0.390	0.000	
H形鋼	H-200×100×5.5×8	ton	0.760	0.000	
等辺山形鋼	L-65×65×6	ton	0.450	0.000	
縞鋼板	CPL-6	ton	0.370	0.000	
鉄骨工事	PL-19	ton	0.060	0.000	
鋼板	PL-12	ton	0.030	0.000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			変更前	変更後	
鋼板	PL-9	ton	0.300	0.000	
鋼板	PL-6	ton	0.090	0.000	
六角ボルト	M16 L40	本	20.000	0.000	
六角ボルト	M10 L40	本	44.000	0.000	
(10)鉄骨組立					
鉄骨運搬		ton	5.670	0.000	
現場検収立会い		ton	5.670	0.000	
鉄骨組立		ton	5.670	0.000	
高力ボルト本締め		ton	5.670	0.000	
現場溶接		m	31.860	0.000	
ターンバックルボルト（既設再利用）	M20 L=2.9m	本	2.000	0.000	
ターンバックルボルト（既設再利用）	M20 L=2.0m	本	2.000	0.000	
無収縮モルタル		m3	0.500	0.000	
スパイラル筋		m	22.680	0.000	
3. 2期 新営電気設備工事					
(1)配線管工事					
ねじ無し電線管	EP19 露出	m	21.000	0.000	
ブルボックスSS形	200×200×100	個	1.000	0.000	
金属製露出スイッチボックス	1個用1方出	個	2.000	0.000	
金属製露出スイッチ	1方出	個	2.000	0.000	
金属製露出スイッチ	2方出	個	2.000	0.000	
(2)配線工事					
600V対燃性ポリエチレン絶縁電線	IV1.6	m	52.500	0.000	
600V対燃性ポリエチレン絶縁電線	IV2.0	m	10.000	0.000	
(3)電気設備工事					
埋込スイッチ	3W15A×1	個	2.000	0.000	
照明設備	A322 FSS9-322 PH9	台	2.000	0.000	
防犯灯		個	1.000	0.000	